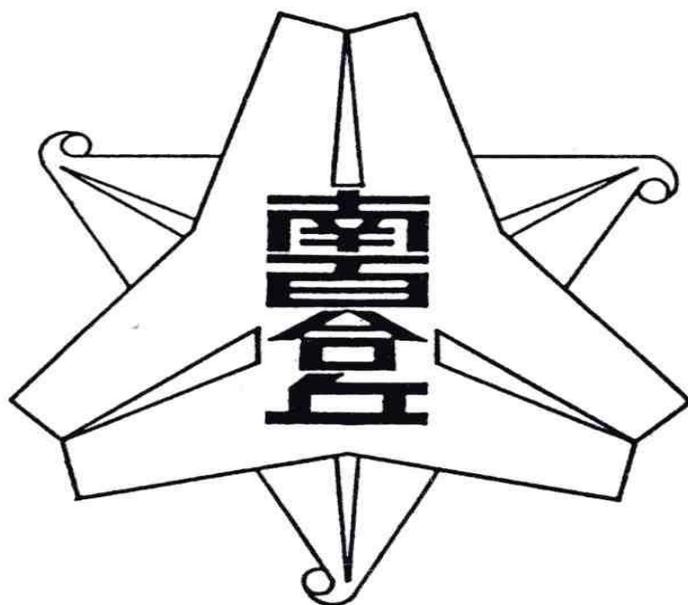


保存版

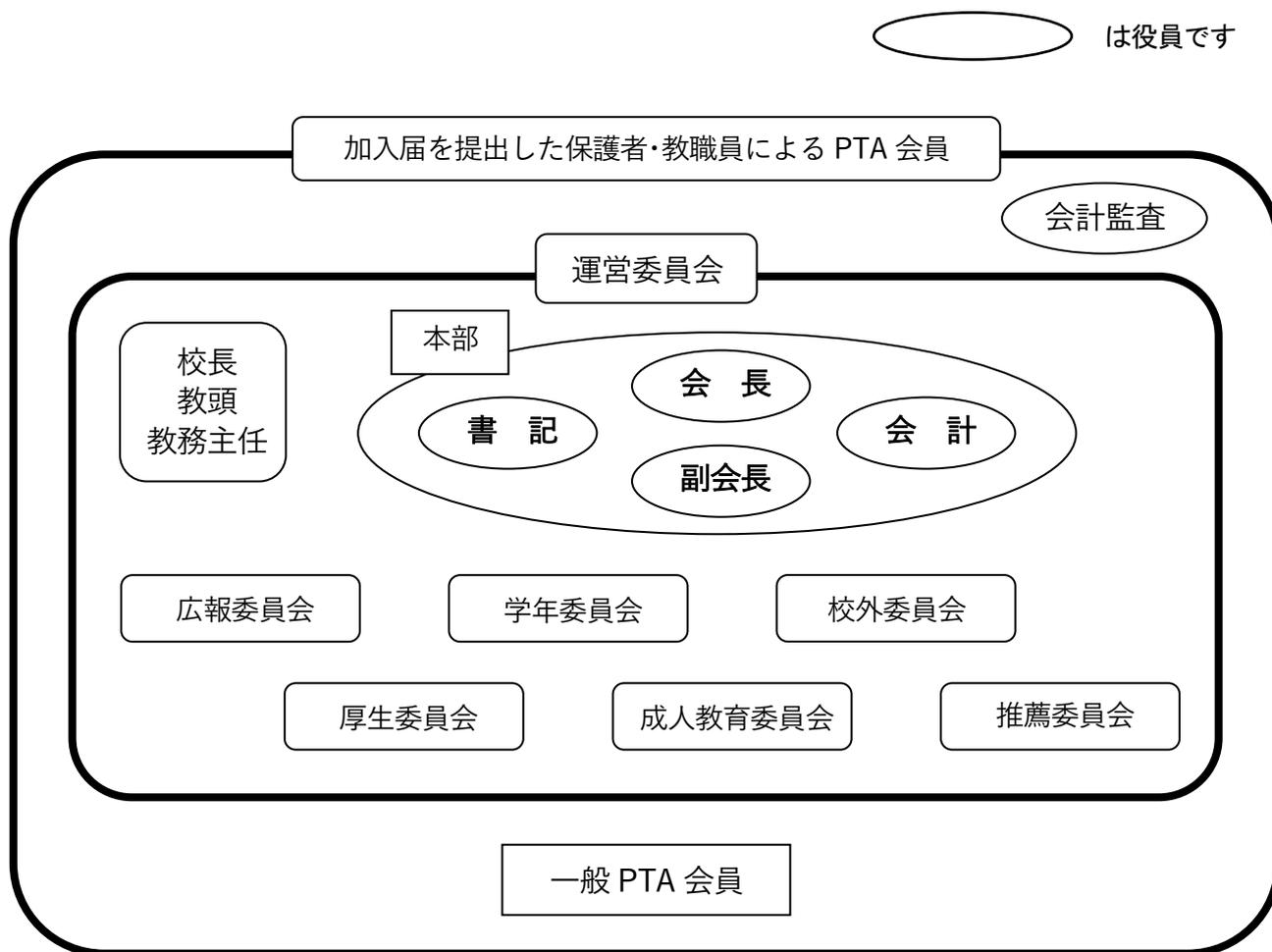
2023年12月
改定版



PTA 規約

川崎市立南百合丘小学校 PTA

南百合丘小学校 PTA 構成図



1. PTA は加入届を提出した保護者と教職員からなる任意団体である。
2. 会長・副会長・書記・会計・会計監査を役員という。
3. 運営委員会は、会長・副会長・書記・会計、校長・教頭・教務主任、および各委員会の代表者をもって構成される。
4. 会計監査は役員であるが、その仕事の性質上、運営委員会には属さない。

はじめに

川崎市立南百合丘小学校 PTA は、昭和 44 年 4 月に第一回父母会がもたれて以来 PTA の活動を始め、今日に至っております。

PTA とは、Parents、Teachers、Association の頭文字で、『保護者と教職員の会』の略称です。

PTA は、学校・家庭、及び地域社会における児童の健全な成長を図るため、保護者と教職員が協力して活動をおこなう任意団体です。

PTA と学校は密接な関係にありますが、あくまでも独立した団体で、学校の後援会ではありません。従って、会員一人一人が学校教育の良き理解者であってほしいものです。

本校 PTA は、「保護者と教職員が子どものために考え学ぶ会」として、「できる人が、できる時に、できることを」をコンセプトに活動していきます。規約をよく読んだ上で、活動にご参加いただけたらと考えております。

規 約

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は、任意加入の社会教育関係団体であり、『川崎市立南百合丘小学校 PTA』と称し（以下、本会という）所在地を川崎市麻生区王禅寺西 1-26-1 の川崎市立南百合丘小学校内とする。

第2章 会員

第2条 本会は、川崎市立南百合丘小学校児童の保護者及び教職員をもって会員組織することとし、本会へは自由意思で入会し、また退会することができる。

第3章 目的

第3条 本会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の教養を高め、会の向上を図るための事業。
2. 児童の教育環境の整備充実を図るための事業。
3. その他本会の目的達成に必要な事業。

第5章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。ただし人数については、この限りでない。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名程度
3. 書記 2名程度
4. 会計 2名程度
5. 会計監査 2名程度（前年度の役員で担うことが望ましい）

第6条 役員は、次の方法により選出される。

1. 役員は、会員による立候補者の中から、役員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）により全会員の記名の信任投票で選任する。
2. 役員の信任は、全会員の2分の1以上の同意を必要とする。
3. 信任投票の結果は、票数とともに会員に伝えるものとする。

第7条 役員の任期は1年とする。但し、同一役員を三期継続し、その任に当たることはできない。

第8条 役員は、次の業務を分担する。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長にさしつかえある時はその職務を代行する。
3. 書記は会議の議事録の作成、及び庶務を担当する。
4. 会計は会の経理を担当・管理する。
5. 会計監査は経理の監査を担当する。
会計監査は役員であるが、その仕事の性質上、運営委員会には属さない。

第9条 役員に欠員を生じた場合の補充は、次の通りとする。

1. 補充の必要性の有無を運営委員会において決定し、補充する場合の選任は、会員の立候補、または推薦委員会の推薦により、運営委員会がこれを行う。
2. 補充された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第6章 委員会

第10条 本会に次の委員会を置く。

1. 運営委員会：会長、副会長、書記、会計及び各委員会の代表者（またはその代行者）

- をもって構成し、各種委員会の連絡調整をはかり、事業の推進をする。
2. 各種委員会：広報委員会、厚生委員会、学年委員会、成人教育委員会及び校外委員会をもって構成する。但し、所属委員が、活動可能な人数に満たない場合は、この限りでない。
 3. 特別委員会：必要に応じて随時設ける。

第11条 各種委員会の委員及び役員は、次の規定に基づき内規の定めるところにより選出される。

1. 本会会員は、毎年「活動確認届」の提出をもって、その年の活動内容を確認する。その際、〈委員会活動〉〈ボランティア活動〉および〈活動なし〉から選択ができるものとする。
2. 「活動確認届」にて、〈委員会活動〉または〈ボランティア活動〉への参加を希望した会員は、在学中の一番上の学年の児童の保護者として、活動を行うものとする。
3. 各種委員会は、委員の中から代表者を選出し、本部と委員との伝達等をスムーズに行えるよう調整する。但し、代表者は1人に限らず、複数で担ってもよい。

第12条 各種委員会の任務は次の通りとする。

1. 広報委員会：PTA 広報誌等の編集・発行を通じて、会員相互の意思の交流をはかる。
2. 厚生委員会：児童及び会員相互の福祉厚生、教育的環境の整備充実をはかるための企画実行に関する活動を行う。
3. 学年委員会：児童が安心・安全な学校生活を送れるよう、学校内での様々なサポートを行う。
4. 成人教育委員会：会員の教養を高めるための成人教育活動を行う。
5. 校外委員会：児童の健全な校外生活のための環境を整え、安全を守るための活動を行う。

第13条 前条の委員の任期は1年とする。

1. 但し、新年度開始日（4月1日）より、新年度総会までを引き継ぎ期間とする。
2. 前年度の役員、および全ての各種委員会【広報・厚生・学年・成人・校外】の代表者を担った会員は、新年度は、可能な限り前年度の委員会の引き継ぎ、その後の補助にあたる。但し、本人が希望すれば、他の委員会への参加を認める。
3. 特別委員会の設置、廃止、任務、構成、委員の選出・方法・任期はいずれも運営委員会において決定する。

第7章 推薦委員会

第14条 推薦委員会は、役員の民主的かつ公正な選出を円滑に行うことを目的に構成し、本規約に定めるほか、他から関与されない。但し、推薦委員はPTA 会員から協力を得ることができる。

第15条 推薦委員の選出、資格、権限、任期は次の通りとし、前条の趣旨に反しない範囲で別に定める内規によって運営する。

1. 推薦委員会は毎年度、会員の希望者から選出する。但し、活動可能な人数に満たない場合は、その状況に合わせ、対応するものとする。
2. 推薦委員の任期は、次年度推薦委員会発足までの1年とし、2年継続してその任に当たることは出来ない。
3. 推薦委員会は委員会の代表者が招集する。
4. 推薦委員会の引き継ぎは、前年度の委員が行う。

第8章 集会

第16条 総会は会長が招集し、年1回以上開催する。ただし、必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第17条 総会の成立、決議、議長の選出は次のように行う。

1. 総会は、会員の過半数をもって成立する。（委任状を含む）
2. 総会の決議は、出席者の過半数の同意による。ただし、重要事項（規約・会費等）の決定については、3分の2以上の同意による。
3. 総会の議長は、役員を除く会員の中からその都度選出する。
4. PTA 総会の決議は、定時総会・臨時総会ともに、招集による決議、または書面（電磁的記録を含む）決議に基づく。いずれも効力は同じものとする。

- 第18条 総会は次の事項を討議する。
1. 規約改廃に関する事。
 2. 予算及び決算に関する事。
 3. その他、運営上必要と認める事。

第19条 運営委員会は、年度初めに役員会で年間開催日程を決める。

第20条 各種委員会及び特別委員会は、必要に応じて、各委員会の代表者が招集し、その協議事項は運営委員会に提案する。

第21条 各委員会の議事はすべて出席者の多数決によって決める。

第9章 会計

第22条 本会の経費は、会費その他の収入によってまかなう。

第23条 会費は総会において決定する。

第24条 会員は会費を会計に納入する。

転入の場合は、転入翌日より会費の徴収を開始とする。ただし、転校など年度途中で退会する場合、退会手続き中に納入された会費については、返金しない。
会費については、学校に委任を行い、徴収するものとする。

第25条 会計は、会計年度毎に決算報告書を作成し、総会において承認を得なければならない。

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条 児童及び会員の慶弔に対しては、その意を表すものとする。ただし、特別の事情があるときは、運営委員会の承認を得るものとする。

第28条 前条については、別に定める内規によりこれを行う。

第10章 雑則

第29条 本規約に基づく内規の制定、改廃は運営委員会が行い総会に報告する。

第11章 個人情報の取扱

第30条 本会が、PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」として細則に定め、適正に運用するものとする。

第12章 規定外事項

本会則に定めのない事項については、その都度会員への通知をもってこれに対処することとする。ただし、会員へ通知する時間がないなど急を要する案件の判断には、全役員の同意および学校側の賛同を得てこれに対処することとし、運営委員会にて報告、事後に会員へ通知するものとする。

付 則

第1条 本会の規約は、昭和44年5月16日より施行する。

昭和45年	4月25日	一部改正
昭和47年	4月22日	一部改正
昭和48年	3月10日	一部改正
昭和49年	4月1日	一部改正
昭和52年	6月4日	一部改正
昭和55年	3月22日	一部改正
昭和56年	3月11日	一部改正
昭和57年	5月27日	一部改正
昭和62年	3月11日	一部改正
平成4年	3月14日	一部改正
平成5年	3月10日	一部改正

平成 6年 3月 7日	一部改正	
平成 8年 5月24日	一部改正	
平成11年 5月28日	一部改正	
平成13年 3月 6日	一部改正	第6条1・2追加、第8条追加
平成14年 5月21日	一部改正	第4条改正、第6条改正
平成15年 6月13日	一部改正	規約・内規の編纂
平成17年 2月24日	一部改正	第5条改正、第11条2・3追加、第13条2追加
平成18年 2月24日	一部改正	第11条2・3改正、5追加、第13条2改正
平成24年 5月 8日	一部改正	第5条改正
平成27年 1月16日	一部改正	第11条5改正
平成27年12月10日	一部改正	第11条2・3改正、第13条2改正
平成29年 5月 9日	一部改正	第30条追加、個人情報取扱規則
令和 元年 12月 4日	一部改正	第6章第11条第4項追加、第8章第19条改正
令和 2年 11月30日	一部改正	第8章第17条第4項追加、第12章追加
令和 4年 1月11日	一部改正	第1章第1条表記変更
令和 4年 11月 2日	一部改正	
令和 5年 12月13日	一部改正	第9章24条改正、内規第3条、第20条改正

内 規

この内規は、PTA活動を会員相互の思いやりのある理解と協力に基づき、各人が少しずつPTA活動を担い、よりよいPTA活動の運営を目的とする。

第1章 会員に関する内規

- 第1条 本内規は、規約第2章第2条の趣旨により、規約第10章第29条に基づきこれを定める。
- 第2条 本会への入会希望者は、「入会届」を提出することにより、入会することができる。
毎年、「活動確認届」を提出することとする。
- 第3条 本会からの退会希望者は、「退会届」を提出することにより、退会することができる。
児童が転出する場合は、「退会届（転出用）」の提出をもって本会からの退会となる。
但し、児童の卒業及び勤務校の異動によって会員資格を失うものは、「退会届」の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。

第2章 役員に関する内規

- 第4条 本内規は、規約第5章第6条の趣旨により、規約第10章第29条に基づきこれを定める。
- 第5条 役員を選出にあたり、立候補者の不足等により活動が困難となる場合、当年度のPTA活動は縮小または中止とする可能性がある。
- 第6条 役員の活動が困難となり、すべてのPTA活動が中止となった場合には、会費の徴収、およびすべての委員会活動は行わない。

第3章 各種委員会に関する内規

- 第7条 本内規は、規約第6章第11条の趣旨により、規約第10章第29条に基づきこれを定める。
- 第8条 各種委員会の委員選出は会員の希望により決定する。
「活動確認届」の提出により、希望した委員会への所属を最優先とするが、PTA活動全体に支障をきたす場合には、他の委員会への所属を依頼する可能性がある。
- 第9条 他の学年に在学児童がいない新1年生の保護者は、原則〈ボランティア活動〉または〈活動なし〉とする。但し、本人が希望する場合は、〈委員会活動〉に参加することもできる。
- 第10条 年度途中での転・編入児の保護者は、初年度〈ボランティア活動〉または〈活動なし〉とする。
- 第11条 各種委員会において、人数が不足する場合など、活動内容に応じてボランティアの募集を行うことができる。

第4章 推薦委員会内規

- 第12条 本内規は、規約第7章第14条の趣旨により、第15条に基づきこれを定める。

- 第13条 委員は、毎年度、会員の希望者から選出し、その時期、形態は前年度推薦委員会が運営委員会と協議して、毎年度ごとに決める。
- 第14条 委員は、その年の委員会の取りまとめを行う代表者を、数名選出する。その他の分担は毎年度委員会で決める。
- 第15条 役員候補者は、会員の無記名推薦と、立候補者を参考に推薦し、本人と折衝した後、内定する。推薦ならびに選考の方法等は毎年度委員会で決める。
- 第16条 代表者は、役員候補者内定後、すみやかに会長に報告し、全会員による信任投票にかける。但し、信任投票日前に公示しなければならない。

第5章 会計内規

第17条 総則

1. 本会の会務の遂行は、規約に別段の定めあるものを除き、本内規に基づきこれを行う。
2. 会員は誠実厳正に本内規を遵守し、会員相互の信義にもとる行為があってはならない。

第18条 慶弔

3. 本会のうち下記に該当する場合は、慶弔・見舞いの意を表し、金品を贈呈する。
 - ① 本会教職員が結婚の時 3,000 円
 - ② 会員及び児童が死亡の時（教職員に限り、配偶者を含む） 3,000 円及び献花
 - ③ その他運営委員会にて決定したる時（病気・入院等）
4. 前項に対する金品の返礼はしない。

第19条 旅費

5. 役員または会員が会務にて出張する時は、実費旅費を支給する。
6. 本会教職員が研修会に出席し、会長がその必要を認めた時、参加費用を補充する。
7. 主催者または招待者において旅費を負担し、もしくは補助したる時はその不足額を支給する。

第20条 会費

8. 本会の会費は月額 250 円とする。但し、当年度内で調整する場合、増額の場合は総会での承認を得るものとし、減額の場合は会員への通知にて行うものとする。

第21条 補則

9. 備品等の購入は予備費において負担できる範囲内にとどめ、当局より支給された時はその費用は返却すること。

付 則

- 第1条 平成24年 5月 8日 一部改正 内規第13条第3項改正、第15条第8項改正
令和 4年11月 2日 一部改正

PTA サークル運営について

1. 本サークルは、南百合丘小学校 PTA 会員を対象とし、会員相互の親睦を深めることを目的とします。
2. 本サークルは、その中から代表者、その他運営に必要な係を選んでいただき、その方々に運営していただきます。
但し、サークルの設立にあたりましては、学校施設を使用する関係もありますので、本部または成人教育委員会にご相談ください。

3. 本サークルは、営利を目的とせず、受益者負担を原則として、実費のみを徴収して運営していただきます。

川崎市立南百合丘小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、川崎市立南百合丘小学校 PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

(守秘義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の適正な取得)

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

(個人情報の利用目的)

第8条 取得した個人情報は、以下の目的のために利用する。

1. PTA の活動と、活動における連絡

(個人情報の利用制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出等)

第11条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合

3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第13条 本会は、川崎市立南百合丘小学校と利用目的の範囲内で所得した個人情報を共同利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者(第12条第1項から第4項及び、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第12条第1項から第4項及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第17条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第20条 本規則はPTA規約の細則に定める。

付 則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。

発行 川崎市立南百合丘小学校 PTA
編集 川崎市立南百合丘小学校 PTA
運営委員会
2023 年度 PTA

2023 年 11 月 21 日 総会承認